

# 持込ニュース23 No.48

\* 本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています \*

令和4年10月20日発行  
東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部 管理課 **>>23<<**

## 10月は**不適正搬入防止月間**です。

清掃一組では、10月を「**不適正搬入防止月間**」とし、23区と連携し、搬入物検査の強化など不適正ごみの搬入を防止するための取組を行います。

本号では、ごみを持ち込む際の注意事項をお知らせします。

防止月間中は、チラシの配布やのぼり旗を掲示しています。



### 受入基準の遵守をお願いします。

清掃一組では処理施設へ持ち込むことができる廃棄物の受入基準を定めています。清掃一組の受入基準を満たさない不適正ごみは、処理施設停止の原因となる場合があります。受入基準の遵守をお願いします。受入基準は、以下のホームページでご確認ください。

〔掲載場所〕

清掃一組ホームページ→持込事業者様へ→事業系一般廃棄物の持込みについて

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>



ビン



缶



ビニール



カーテン



カーペット

左の写真のような、受入基準を超えるサイズのごみや、産業廃棄物は清掃工場に持ち込めません。



清掃工場のお兄さん

【受入基準についての問合せ】

管理課搬入指導係 ☎03-6238-0731

## 「廃棄物継続持込承認変更届」の様式を変更しています。

「廃棄物継続持込承認変更届」は令和4年3月1日から様式を変更しています。

車両変更・住所変更等の届出は新しい様式の使用をお願いします。

継続持込事業者様あてに令和4年3月1日に継続持込管理システム登録メールアドレスでお知らせしています。また、「廃棄物継続持込承認変更届」以外の様式の変更もありますので、詳細はメールを再度ご確認ください。

各種様式は以下のホームページに掲載していますのでご利用ください。

なお、令和4年10月1日からは、旧様式は使用できません。ご注意ください。

### 【掲載場所】

東京二十三区清掃一部事務組合公式ホームページ>持込業者様へ>廃棄物の搬入に関する申請書・届出書>廃棄物継続持込の承認に係る申請書・届出書>申請書・届出書等

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/shinsesho/ippan.html>

### 【継続持込みの申請・届出についての問合せ】

管理課 搬入承認・手数料係 ☎03-6238-0829



## 清掃一組からのメールは届いていますか？

清掃工場の点検等で搬入先変更が生じる場合など、メールで通知しています。

メールアドレスの登録・確認は『継続持込管理システム』でできます。アドレスを変更した場合は、登録しているアドレスも変更してください。

また、既に登録済みの事業者様も、今一度、登録内容を確認し、メールアドレスの変更があった際は、登録内容の変更をお願いします。

※令和3年8月末をもってFAXを使った各種通知は終了しています。

アドレス未登録の事業者様は、登録してください。



発行：東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課 搬入承認・手数料係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館 13階

TEL 03(6238)0737・0829 FAX 03(6238)0740



印刷物登録

令和4年度 第64号